

資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料（9）

坂根嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料 …以上、第1回（第25巻第3号）、第2回（第26巻第1・2号）、
第3回（第26巻第3号）

三、戦時期農地政策関係資料

(1) 戦時農地立法 …以上、第4回（第27巻第3号）

(2) 農地調整法の施行状況 …以上、第5回（第28巻第1・2号）

(3) 戦時期の小作事情 …以上、第6回（第28巻第3号）、第7回（第29巻第1号）、

(4) 戦時期の小作争議・小作調停 …以上、第8回（第29巻第2号）

* * *

* * *

* * *

三、戦時期農地政策関係資料

(4) 戦時期の小作争議・小作調停

2) 戦時期の小作争議（続）

工) 1930年代後半と戦時期の比較検討

ここでは、「小作年報」「農地年報」と戦時期のデータを比較して、戦時期における小作争議の特徴を明確に把握しておきたい。表6-1～表6-6である。昭和10年～19年の全国集計値を割合で比較している。昭和20年の全国統計は今のところ入手できていない。

表6-1が結果表である。1930年代後半と戦時

期とを比べると、まず指摘できるのは「小作人ノ要求貫徹」が昭和15年以降飛躍的に拡大している点である。1930年代後半には5%前後であったのが、昭和15年は15%、16年・17年は20%、18年は23%と増加し、19年には30%にまで拡大している。他方で、「未解決」の割合が減り、「小作人ノ要求撤回」「自然消滅」が増加しているのも戦時期の特徴であろう。

表6-2、表6-3が小作争議の原因と小作人の要求事項である。小作争議の原因でまず気がつくのが「小作地買受又ハ買戻要求」である。昭和

表6-1 小作争議結果表（割合）

年	争議件数 (実数)	争議件数	結果					未解決	
			解		決				
			妥協	小作人ノ 要求貫徹	小作人ノ 要求撤回	自然消滅	計		
昭和10年	6,824	100%	75%	6%	2%	1%	84%	16%	
昭和11年	6,804	100	76	4	2	1	84	16	
昭和12年	6,170	100	78	4	2	1	86	14	
昭和13年	4,615	100	78	6	2	1	87	13	
昭和14年	3,578	100	83	4	3	1	91	9	
昭和15年	3,165	100	67	15	3	2	86	14	
昭和16年	3,308	100	67	20	6	5	98	2	
昭和17年	2,756	100	67	20	6	4	97	3	
昭和18年	2,424	100	66	23	6	3	98	2	
昭和19年	2,160	100	56	30	9	3	98	2	

出典：「小作年報」、「農地年報」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」農林省文書、「農地作付統制規則」農林省文書。

15年までほとんど取るに足らなかったのが昭和16年以降は急激に増大していった。昭和16年の5%が、18年には11%、19年には19%にまで拡大しているのである。小作攻勢的な戦時期の特徴を示しているといえよう。その他、「小作料高率」「収支不償」がやや比重を増している。「自然的災害ニ因ル不作」が昭和16年・17年に高くなっているのは、16年・17年（西日本）の不作の影響と思われる。表6-3が小作人の要求事項である。ここでも「小作地買受又ハ買戻要求」が増大していることを確認できる。昭和15年の4%が19年には27%にまで拡大しているのである。また、「小作料ノ永久的減額」が拡大しているのも目に付くところである。昭和16年・17年に「小作料ノ一時的減額」が高くなっているのも16年・17年（西日本）の不作の影響であろう。

表6-4、表6-5が小作地引上争議に関するものである。表6-4の地主の引上理由をみると、1930年代には小作料滞納が比較的多かったのが、戦時期には自作を引上理由にする場合が圧倒的に多くなっているのが分かる。1930年代後半には10%強だったのが、昭和15年19%、16年39%、18年47%となり、19年には54%と半分を超えるまでに拡大しているのである。表示されているのは小作争議として問題になった場合であり、それを考慮すると、戦時期にはかなり多くの地主自作を理由にした小作地引上げが生じていたであろうことが理解できよう。また、戦時期には小作地売却を理由にした土地引上げも多くなっている。その他、小作料滞納・「其ノ他」が急減し、感情・小作人変更がやや比重を高めている。地主自作や小作地売却、小作人変更が多くなってきていていることは、

農地をめぐる売買・貸借が太い流れとなっていることを示唆している。これ等の経済的背景については、別途考察したい。表6-5は、「小作人ノ主張」と小作地引上争議の結果を示している。「小作人ノ主張」では、「小作地買受」が昭和16年以降急増しているのが特徴である。「小作継続」は戦時期にはやや減少している。それでも「小作継続」は8割前後をしめており、「小作地買受」とあわせると、この2項目で常に9割以上をしめているのである。

表6-6が小作争議継続期間別件数表である。小作争議継続期間別件数は、『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』（農林省文書）と『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』（農林省文書）で、昭和18年分の宮城、静岡、兵庫、奈良と昭和19年分の東京、富山、福井が分かる。表6-6では、この7県について1930年代と比較している。これによると、明らかに、昭和15年より小作争議継続期間が短くなっているのが分かる。1ヶ月未満が半分以上を占めるようになり、1ヶ月以上の争議が減少している。特に、3ヶ月以上の争議が少なくなっている。戦時期の争議がより妥協的であったことを物語っている。

以上より、1930年代後半と比較しての戦時期における小作争議の特徴は、①小作争議の原因や小作人の要求で小作地買受が多くなり、争議結果としても小作地買受で終了するものが多かったこと、②小作人の要求貫徹で争議が終了する場合が飛躍的に拡大していること、③昭和16年や17年は不作の年であり、16年や17年には不作を原因とする争議が多く、小作料一時的減額を求める争議が

表6-6 小作争議継続期間別件数表

	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	1年6ヶ月未満	計
昭和10年	40	39	16	5	1	100
昭和11年	35	45	12	6	1	100
昭和12年	40	44	12	4	1	100
昭和13年	35	47	12	6	0	100
昭和14年	33	41	20	6	1	100
昭和15年	54	33	9	3	1	100
昭和16年	64	25	8	2	1	100
昭和18年・19年	49	39	9	2	1	100

出典：『小作年報』、『農地年報』、『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』農林省文書、『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』農林省文書。

注：すべて宮城、東京、富山、福井、静岡、兵庫、奈良についてのものである。ただし、昭和18年は、宮城・静岡・兵庫・奈良、昭和19年は、東京、富山、福井である。

増えていること、であった。また、土地関係型争議（小作地引上争議）においては、④地主自作を理由にした小作地引上が多数生じていること、⑤小作地売却、小作人変更も多くなってきていることとあわせ、戦時期には農地売買・貸借の激しい流動化が生じていたこと、であった。このうち、①、②は明らかに小作攻勢的な状況を示しているといえよう。戦時期には食糧増産を大前提にした小作料適正化事業などにみられる生産者である小作側を擁護する風が強まっており、小作争議にみられるこのような特徴は明らかに戦時期の特徴といえよう。

なお、昭和18年、19年の小作争議諸表については、道府県からの回報綴りが保存されており、幾つかの表はそれにより復元することができたので、その点について説明しておきたい。農林省文書には、『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』並びに『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』が保存されている。前者の『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』は、道府県よりの「農地関係争議小作調停並ニ地主小作人組合ノ統計ニ関スル件」（昭和19年4月13日通牒）への回報が綴じられている。回報の内容は、昭和18年分の、①小作争議について、「第一、小作争議発生件数関係範囲並結末表」「第二、発生小作争議ノ原因小作人ノ要求事項表」「第三、小作地引上ニ関スル争議表」「第四、小作争議調停者別件数表」「第五、農地利用関係争議件数、関係範囲並原因表」「第六、農地利用関係争議結果表」「第七、農地利用関係争議調停者別件数表」、②小作調停について、「第一、小作関係調停事件一覧表」「第二、小作関係調停事件要求事項類別表」「第三、小作関係調停事件処理別表」「第四、農地利用関係調停事件一覧表」「第五、農地利用関係調停事件処理別表」「第六、小作官ノ小作関係法外調停事件一覧表」「第七、小作官ノ農地利用関係法外調停事件一覧表」「第八、小作関係調停事件結末年次表」「第九、農地利用関係調停事件結末年次表」、③地主小作人組合について、「一、地主小作人組合表」「二、地主小作人組合ノ概況」の報告を求めている。道府県は、昭和19年7月から10月にかけて農林省に報告している（表4-6を参照）。農林省では、それらを基礎データとし

て小作争議などに関する諸表を作成したのである。昭和19年分の同様の回報綴りが『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』である。ただし、この簿冊には北海道から岐阜までしか綴られておらず、静岡以西の西日本の分は不明である（他に静岡以西分の簿冊が作成されていたと思われるが、今のところ見つけられない）。

さて、復元諸表についてである。まず、昭和18年分であるが、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』には、昭和18年分の表4-6と表4-9が欠けているので、上記の『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』によって復元した。これが今回掲出した表4-6と表4-9である。昭和19年については、全国総計のデータは『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』で得ることができるのであるが、今のところ道府県別のデータは農林省で作成した表が見つかっていない。しかし、昭和19年分についても、上記の『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』で岐阜以東の東日本の分は復元できる。以上により昭和19年分の小作争議諸表を復元したのが今回掲出した表5-1～表5-9である。また、昭和17年分の小作争議諸表は、たまたま『農地作付統制規則』（農林省文書）に綴じられていたのでそれをもとに復刻した。ただし、表3-4、5、6、9はこの簿冊には綴じられておらず復刻できていない（それ以外の表3-1、2、3、7、8は、本稿（8）で掲載している）。昭和17年についての都道府県からの回報綴りも今のところ見つけられない。

オ) 小作争議調停者の検討

小作争議調停者については、昭和18年（表4-6）と19年（表5-6）について判明するが、19年分については上記したように全国総計と北海道から岐阜までの東日本の道県別のみである。

まず、全国総計で調停者の特徴をみておきたい。昭和18年では、解決件数1654件中、885件（54%）が小作調停で解決している。つまり過半数が小作調停による解決であった。統いて警察官吏によるもの276件（17%）、小作官によるもの236件（14%）、農地委員又は農地委員会によるもの184件（11%）、直接交渉77件（5%）となる。昭和19年では、解決件数2109件中、1275件（60%）が

小作調停で解決しており、昭和19年でも小作調停で過半をしめている。小作調停による解決比率は昭和18年を上回っていた。統いて小作官によるもの325件（15%）、農地委員又は農地委員会によるもの196件（9%）、警察官吏によるもの185件（9%）、直接交渉177件（8%）となる。昭和18年と比べると、小作官によるものの比重がやや高まり、農地委員又は農地委員会によるものと警察官吏によるものが低くなり、直接交渉がやや比重を増した。特に、警察官吏によるものの比重が大きく落ちている。

地域別にみると、東日本、西日本ともに小作調停による解決が多いが、それでも北海道、東北、関東を中心に東日本でその比重が高いといえる。警察官吏による解決は北海道や東北・北陸に特徴があった。逆に、農地委員又は農地委員会による解決や小作官による解決はどちらかというと西日本で多かった。特に、市町村長又は役場吏員、区長又は部落総代などは西日本に特徴があったといえよう。このあたりの解決のありようは、1930年代までの解決と類似のところであったが、このようになるのは、集団的小作関係型争議が農地委員会・農地委員や市町村長又は役場吏員、区長又は部落総代などで解決する割合が高く、個別の土地関係型争議が小作調停で解決することが多いという、1930年代までにみられた特徴が戦時中にもみられたものと考えられる。

表6-7が1930年代後半からの小作調停者内訳割合の推移である。1930年代との比較では、①直接交渉の割合が急減しているという点である。1930年代中ごろには20%前後であったのが、その後急減し戦時期には5%前後となる。②警察官吏の割合も、かつて20%から30%をしめたものが、昭和18年、19年には15%、8%へと急減している。③小作調停はやや比重を増している。④小作官は10%強へと拡大し、新設の農地委員会・農地委員や農地調整指導員も合わせて10%前後と重要な役割を担っている。⑤区長・部落総代や地方有志者は調停者としてかつてほどの意義をもちえなくなっている。警察官吏の減少、小作官・農地委員会・農地調整指導員の増加を考えると、全体に内務省系列よりも農林省系列の調停者としての比重が高まっていたといえる。

力)『特高月報』による小作争議表

ここで紹介するのは、これまでの農林省系列とは異なる内務省系列の小作争議に関する統計表である。『特高月報』に掲載されているものである。小作争議件数は農林省統計のものより、かなり少なくなっている。農林省統計では明らかでない部分もあり、ここで掲出することにした。

表7-1が集団的小作争議発生件数調（昭和17年発生分）である。農林省統計では規模別内訳は全国的には分からなかった。内務省・警察は、戦時中、小作争議の中でも集団的小作争議には神経を尖らせていた。集団的小作争議はもちろん、それにつながるような動きにも、即刻「諭止する」というのが基本方針であった。したがって、『特高月報』にも集団的小作争議についての記述がしばしば特筆されて登場する。表7-1はそのなかでも唯一の地域別全国統計である。この表によると、昭和17年では、全国では9%、約1割が集団的争議であった。地域別には、九州（45%）、近畿（27%）、中国（28%）が高く、東北、北陸、関東、中部は低くなっている。西日本で集団的小作争議が多いという、このような動向は1930年代からの傾向を引き継ぐものであった。表7-2は、昭和18年・19年の月別発生件数である。これも農林省統計では得られなかつたものである。これによると、小作争議は1月～5月までに多いことが分かる。小作料収納時から春先の田植頃までに頻発していたのである。この傾向も1920年代・30年代からの特徴であった。

表7-1 集団的小作争議発生件数調
(昭和17年発生分、12月10日受理/『特高月報』)

	争議件数	集団的 争議件数	割 合
北海道	72	11	15%
東 北	208	16	8
奥 羽	166	2	1
北 陸	46		
関 東	62	2	3
中 部	32		
近 畿	26	7	27
中 国	36	10	28
四 国	44	1	2
九 州	42	19	45
計	734	68	9

出典：『特高月報』昭和17年2月。

表7-3は小作争議発生原因別調である。1件当たりの地主、小作人、関係面積は、昭和17年についてはそうでもないが、昭和18年・19年については、ともに農林省統計よりもやや大きくなっている。全体として農林省統計よりも、より大きな争議が拾われているためと思われる。また、争議原因の項目も農林省統計とは異なっており、興味深い。地主側の原因としては、自作経営・所有権移転が多いのが特徴である。小作側の原因としては、風水害旱魃による小作料一時的減免が圧倒的に多い。戦時期の原因別特徴としては、耕地売渡要求が多くなっている点、小作料永久・一時的減免、耕地返還とも労力不足・資材不足・農産物価格低廉・耕地条件粗悪があがっている点、適正小作料設定要求がある点、があげられよう⁽¹⁾。表7-4は道府県別の関係者数・関係耕地面積である。

キ)『特高月報』にみる小作料適正化事業をめぐる小作争議・紛議

戦時期における小作料適正化事業をめぐっては、適正小作料設定を促進しようとする小作側とそれを阻止あるいは少しでも延期したい地主側との争いが各地で生じていた⁽²⁾。『特高月報』は、「適正小作料の設定を繞る関係農民の動向」などとして注視していた。たとえば、「適正小作料の設定を繞りては從来より地主の非協力的態度と小作人等の急速実現要求とより種々なる事案の発生を見つかる処にして、特に一部には旧農民組合員等の指導により相当活発なる促進運動を展開せるものもある」(昭和19年3月、71頁)、適正小作料の「設定に依り小作料は減収を來す反面課税乃至国債、貯蓄等は増加し生活上脅威を感じる虞ありとして消極的態度を顯示し、中には農地委員会々議欠席、引下率の引上要求、設定に全面的反対意見の開陳、同意調印の拒否等の行為に出づるもの幾多あり、更に一部には飯米確保と関連して小作田の引上を為さんとするが如きものも散見せらるる状況なり」(昭和19年1月、58頁)としていた。

表8が『特高月報』に掲載された小作料統制令関係の小作争議・紛議である。何よりも適正小作料基準をめぐる争いが多いことが特徴である。適正小作料基準の設定は小作料適正化事業の根幹であり、地主小作の利害関係が集中するところであ

った。この点をめぐる紛争が多くなるのは当然である。また、地主側の積極的抵抗の動きとしては、適正小作料設定にかかる町村農地委員会への出席拒否、適正小作料調査への非協力的態度、適正小作料同意書への署名拒否、適正小作料設定に際する積極的な小作料引上活動などである。他方、小作側の促進活動としては、何よりも旧農民運動指導者の介在が指摘できる。このような動きは、北海道、宮城、秋田、群馬、新潟、岐阜、三重、鳥取で確認できるが⁽³⁾、それ以外の地域でもみられたと思われる。警察はこのような動きについては極めて敏感で、かかる情報が得られるや素早く「諭止」するのが一般的であった。資料が『特高月報』であるので、この点がやや前面にせり上がっている側面もあるうが、戦時中における旧農民運動指導者の活動状況の一端を示すものとして注目に値しよう。

戦時期につくられた官製団体の中で翼賛社年団は、自創事業や農地作付統制などのこの時期の農業政策推進に積極的にかかわった⁽⁴⁾。小作料適正化事業についても積極的であった。『特高月報』(昭和18年12月、85~86頁)によると、岩手県稗貫郡八幡村では、自村農民が労働賃金の高騰、小作料高率により離農しているため適正小作料設定が必要として、昭和18年11月、村翼賛社年団が小作料調査を行い、小作料引下方の懲罰を内容とする趣意書を作成して、地主80名、小作120名に郵送するなど、適正小作料設定に積極的にかかわっている。地主宛・小作宛の趣意書は上記『特高月報』に掲載されている。所轄署では「本運動は趣旨に於て必ずしも不可とは謂ひ難きも翼賛運動としては行過ぎの感ある」ということで、積極活動を「諭止」した。このような翼賛社年団の動きは、他地域でも幾つかみられる。たとえば、新潟県南魚沼郡六日町翼賛社年団や広島県福山市翼賛社年団は当局と共に小作料適正化事業を推進している⁽⁵⁾。

(1) 耕地条件粗悪というのは、おそらく農外労賃が高い状況下で、供出が強制されており、農民としては耕作条件が悪い土地は耕作放棄(耕地返還)し、農外就労したほうが利益になったためにとった行動と思われる。

(2) 昭和14年12月公布施行の小作料統制令は、農民組合運動にとって願ってもない追い風となった。『特高

月報』(昭和15年5月、122頁)は「特に農民組合方面にありては、自己の組織拡大の具に供し、徒らに農民大衆を煽動して強度の引下を要求し、為に地主側の反感を一層増長せしめ…」としている。なお、この節で問題とするのは、農民組合解散後の動きである。

- (3) 北海道、秋田については『特高月報』昭和16年4月、5月、10月を参照。他県は表8を参照。
- (4) 赤澤史朗「太平洋戦争下の社会」(藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』3、青木書店、1989年、164頁)は、「太平洋戦争下の官製国民運動団体のなかで、擬似革命的な自主性を最も強く保持した有力な団体は、いうまでもなく大日本翼賛社年団(翼賛と略称)であった。この翼賛の活動は多くの場合、国策に非協力的な人間に対する恫喝や脅迫の姿勢をはらむものであった」としている。
- (5) 大日本翼賛社年団本部編『翼賛社年叢書3 団運営の実際(一)』1942年7月発行、大日本翼賛社年団本部編『翼賛社年叢書15 団運営の実際(三)』1943年1月発行。

3) 戦時期の地主小作人組合

表9-1、表9-2が、昭和17年と19年における地主小作人組合の道府県別の組合数・組合員数表である。昭和17年と19年を比較すると、小作人組合・地主組合とも急減していることが分かる。特に、19年には小作人組合・地主組合ともほとんど問題にならないところまで減少していた。他方、協調組合は、昭和17年には組合数781、組合員数14万人弱、19年には組合数760、組合員数19万人弱と、組合数は若干減少したが、組合員数はむしろ5万人ほど増加しているのである。この原因は、秋田・山形両県で組合数・組合員数ともに急増している点にあった。両県以外の道府県では軒並み減少していた。秋田県では興農報国会が、山形県では農業報国会など協調組合が、警察の指導のもとに急速に拡大していたのである⁽¹⁾。この両県の動きには注目しておきたい。

さて、『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』並びに『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』には、「地主小作人組合統計ニ關スル事項」として、「一、地主小作人組合表」「二、地主小作人組合ノ概況」があり、「二、地主小作人組合ノ概況」には県内の地主小作人組合の概況について説明があった。以下では、この記述を資料として紹介しておきたい。「二、地主小作人組合ノ概況」

の指摘しているところは、①組合の絶対数自体が急速に減少していること、あるいは存続していても早晚解消されるというもの、あるいは②組合が存続していても、有名無実であるとするもの、が圧倒的に多い。そのほか注目すべき記述としては、③農地委員会が設置され、そもそも組合が存在する意義がなくなったとするもの(愛知)、④警察部が解散を勧奨しているとするもの(滋賀)、⑤秋田県の、「協調組合タル興農報国会ハ縣警察ノ斡旋指導ノ下ニ益々ソノ數ヲ増シ、地主小作人間ノ融和、旱魃ニ對スル検見等種々活動ヲ為シ農村ノ平和生産力ノ維持増進ニ貢献シツ、アリ」という記述である。

以下、資料として道府県別に「二、地主小作人組合ノ概況」を復刻するが、「該当事項ナシ」の回報並に記述がない府県は省略している。句読点は適度に付加した。二重括弧内は坂根の注記である。道府県名の前の番号は道府県通し番号である。なお、昭和18年分には<昭和18年12月末現在>と<昭和19年6月末現在>の2回報告している道府県があり、どちらも掲げた。以下、<資料1>は『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』による昭和18年分の「二、地主小作人組合ノ概況」であり、<資料2>は『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告綴』による昭和19年分の「二、地主小作人組合ノ概況」である。

(1)『特高月報』(昭和16年3月、4月、5月、9月)によると、新潟県では農業尽忠会が市町村に設立され、小作争議未然防止活動などを行っているが、表9-1、2にはあがっていない。ちなみに、新潟県農業尽忠会連盟の設立は昭和16年3月10日(於:新潟県庁)である。

<資料1>

1、北海道

<昭和18年12月末現在>

歐州大戦以来急激ナル経済界及思想界ノ影響ヲ承ケ地主小作人間ノ対立激化ヲ加へ、小作人等ハ中央ノ指導下ニ合理的ナル組織網ヲ有スル系統団体ヲ組織シ活発ナル思想運動ヲ展開シ一時隆盛ヲ極メタルガ、地主側ニ於テモ之ニ対応スベク地主会及協調会ヲ組織シ利益擁護ノ為活発ナル運動ヲナシ来レリ。然レトモ支那事変以来漸ク自覺的ニ之等ノ対立思想ハ消失シ国内ノ情勢ハソノ設立ヲ許サザルニ至リ為ニ地主小作人組合共ニ解散スルモノ続出シ、大東亜戦争ノ勃發ハ更ニ銃後

農村民ノ自重自戒ヲ求メ、農地委員会ノ積極的ナル対策ニヨリ決戦下ノ今日ニ於テハ唯隆盛當時ノ面影ヲ止ムルニ過ギズ。残存組合ノ如キハ殆ド有名無実ニシテ其ノ存在理由ヲ失ヒツ、アリ、又協調組合ニ於テモ逐次農場ノ開放等ニ因リ漸減ノ傾向ヲ辿リ其ノ活動共ニ見ルベキモノナシ。今之レヲ昭和十七年末現在ノ状態ニ比スレバ昭和十八年末現在ハ地主組合ニ於テハ増減ナキモ小作人組合ニアリテハ四、協調組合ニ於テハ一团体ノ消滅ヲ見タリ。

＜昭和19年6月末現在＞

欧洲大戦以来急激ナル経済界及思想界ノ影響ヲウケ地主小作人ノ対立ハ激化シ、小作人側ハ中央ノ指導的組合ノ下ニ系統団体ヲ組織シ小作料問題ヲ中心トシテ活動ナル運動ヲ展開シ激増ノ一途ヲ辿リ、又地主側ニ於テハ之ニ対抗スペク地主組合ハ自己ノ利益ヲ擁護セント簇設セラル、ニ至レリ。又協調組合ハ地主・小作人間ノ親善融和ヲ以テ対立的争議ノ未然防止ヲ意圖セラレタルモノニシテ之等ノ対立組合ト並ビ増設ヲ見タリ。然レトモ満州事変ヨリ支那事変ヘト国内国外ノ情勢ハ漸ク之等組合ニ自重自戒ヲ与ヘ対立思想ノ漸減ト相俟ツテ地主小作人組合共ニ解散スルモノ続出シ、最近大東亜戦争ノ勃発ハ更ニ一層之等組合ノ設立及存在ヲ許サザルノ緊迫セル情勢下ニ於テハ殆ド有名無能ニ至ラシメタリ。残存組合等ハ警察当局或ハ農地委員会ノ積極的ナル斡旋指導ニヨリ或ハ協力ニヨリ綜合戦力傾注ノ今日ニ於テハ相亞デ解散シ、昭和十九年ニ至リテハ唯单ニ非対立的土保全会社ヲ残置スルニ止マリ、又協調組合ノ如キモ全ク解散スルニ至リタルモノナリ。

4、宮城県

＜昭和19年6月末現在＞

一般ニ時局ノ進展ニ伴ヒ地主・小作人組合ノ活動ハ年々不活発トナリ地主又ハ小作人ノ利益擁護ノ為小作事件ニ関与スルモノヲミザルニ至レリ。本県ニ於ケル地主組合、小作人組合ハ前表ノ通りナルモ現在ハ殆ド活動ヲ中止セル状況ナリ。

5、秋田県

＜昭和18年12月末現在＞

《昭和19年6月末現在もまったく同様》

地主組合小作人組合等単独ノモノハ昭和十七年以降設立サレズ、協調組合タル農業農耕国会ハ県警察ノ斡旋指導ノ下ニ益々ソノ数ヲ増シ、地主小作人間ノ融和、旱魃ニ対スル検査等種々活動ヲ為シ農村ノ平和生産力ノ維持増進ニ貢献シツ、アリ。

7、福島県

＜昭和19年6月末現在＞

昭和十五年六月二十六日時局ノ進展ニ従ヒ大日本農民組合本部ノ解散ニ伴ヒ本県連合会ニ於テモ亦同年九月二十六日解散ヲ決議スルニ至レルト共ニ其ノ系統組合支部モ相踵イテ解散シ、現在農業団体存置ノ状況ハ地方的小作人組合九組合、組合員数五一一人、地主組合四、組合員数一七三人、協調組合一〇、組合員数一六一二人ナリ。而シテ之等農業団体ノ活動状況ヲ見ルニ

時局ノ影響ト市町村農地委員会等ノ積極的活動トニ依リ、其ノ必要性漸次稀薄トナリ、從ツテ特ニ団体的運動トシテ見ルヘキモノナシ。

＜昭和18年12月末現在＞

農業団体存置ノ状況ヲ見ルニ地方の小作人組合九組合、組合員数五一〇人、地主組合四、組合員数一七三、協調組合一〇、組合員数一六一一人ナリ。而シテ之等農業団体ノ活動ヲ見ルニ農民ノ時局認識ト市町村農地委員会ノ積極的活動及小作料統制ノ実施等ニ依リ漸次其ノ必要ヲ認ムルニ至ラズ。從ツテ団体的運動トシテ其ノ活動ノ見ルベキモノナシ。

9、栃木県

＜昭和19年6月末現在＞

一、小作人組合

本県ニ於ケル小作人組合ハ大正四年ニ始メテ組織セラレ昭和十年頃ニハ県下一円ニ結成セラレタルモ昭和十二年支那事變發生スルニ及ヒ著シク其ノ勢力ヲ失ヒ漸次解消シ、昭和十五年八月中央ニ於ケル大日農連盟ノ解散ニ伴ヒ日農県連モ同年八月二十三日ヲ以テ解散シ、ココニ農民組合関係団体全ク解散シ、单独小作人組合ニ於テモ同様相次ギ解散シ昭和十六年六月ニ至リ全ク消滅セリ。

二、地主組合

本県ニ於ケル地主組合ハ明治三十九年ニ其ノ組織ヲ見次テ穀物検査ノ施行ニ関連シ設立セラレタルモノ多ク、其ノ目的モ土地利用、風俗ノ矯正、小作人ノ保護、農事改良等ニシテ一時的結合タリシモノ多ク、小作人組合ト対立シテ結成シタルモノハ一組合ニ過ギズ。組合數モ漸次減少シ昭和十五年ニ二十七組合ナリシガ現在ハ三組合ノミシテ、其ノ活動力極メテ微弱ニシテ有名無実ノ状態ナリ。尚、本年中ニハ全ク解散ノ見込ナリ。

三、協調組合

現在ニ組合ノミニシテ其ノ活動タルベキモノナク本年中ニハ解散ノ見込ナリ。

10、群馬県

＜昭和18年12月末現在＞

輒近小作人組合ノ情勢ハ時局ニ鑑ミ抗争組合ヲ存続スルコトナク程ド之ヲ解散シタルモ、現存組合數ハ昨年同様単独組合ニ属スルモノノミ有名無実ノ状態ニアリ。從ツテ残る組合員数モ必然的ニ減少シ自然ト終息ヲ告ゲントスル現況ニアリ。又小作人組合ニ対抗スペク組織セラレタル地主組合モ存置セズ。

＜昭和19年6月末現在＞

輒近小作人組合ノ情勢ハ時局ノ推移ニ鑑ミ抗争組合ヲ存続スルコトナク程ド之ヲ解散シタルモ、現存組合數ハ昨年同様単独組合ニ属スルモノノミ有名無実ノ状態ニアリ。從ツテ残る組合員数モ必然的ニ減少シ自然ト終息ヲ告ゲントスル現況ニアリ。又小作人組合ニ対抗スペク組織セラレタル地主組合モ存置セザルナリ。

17、石川県

《昭和18年12月末現在か昭和19年6月末現在か不明》

昭和十三年来各市町村ニ農地委員会ノ設置ヲ見ルニ及

ビ地主・小作人組合存続ノ要ナキニ至リ漸減ノ傾向ニアリタル處、時局ノ影響ハ昭和十八年中ニ極減シ前記三小作人組合トナレリ。而シテ之等組合ハ單ニ小作人間ノ親睦ニ農事ノ協同等ヲ目的トシ從前ノ如キ対抗的態度ナキニ至レリ。

18、福井県

『昭和18年12月末現在か昭和19年6月末現在か不明』
小作人組合ハ昭和五年末全農福井県支部連合会ノ自發的開放ニ伴ヒ県下系統的小作人組合ハ其ノ跡ヲ絶チ、地方的単独小作人組合モ組合員ノ時局的認識ニ依リ又ハ組合存立ノ目的ガ現下ノ社会情勢ニ合致セザル為逐年解消シタルガ、地方地主組合及協調組合亦解散シテ現存スルモノ各一、四及二トナレリ、而シテ之等現存組合モ單ニ形骸ヲ存スルノミニテ何等見ルベキ活動ヲ示サズ。

20、長野県

『昭和19年6月末現在』

本県ニ於ケル標記組合ハ昭和十六年十一月二十二日迄ニ全部解散セルタメ從而報告事項無之。

23、愛知県

『昭和18年12月末現在』

時局ノ推移ニ伴フ農民一般ノ動向ハ從来ノ地主、小作人ノ対立氣分殆ド一掃シ、昭和十八年中ニ於ケル残存組合（小作人組合五、地主組合四）、全部ノ解消ヲミタルモ協調組合ニ於テハ現状維持ニシテ活動上ニ於ケル特異性全ク無ク其ノ活動分野ハ當局ノ指導ト相俟ツテ農（業）会、農地委員会等へ移行シツ、アル実情ナリ。

『昭和19年6月末現在』

決戦非常態下ノ農民一般ノ動向ハ從来ノ地主小作人間ノ対立氣分殆ド無ク、昭和十八年中ニ地主組合、小作人組合全部ノ解消ヲミ、現在地主小作人間ノ協調組合（四八）ガ存スルモ現状維持ニシテ其ノ活動モ極メテ退穀的ニシテ特異性全ク無シ。而シテ當局ノ指導ト時局政策トノ関連ニ於テ從來ノ活動分野ハ農業会、農事実行組合、農地委員会等へ移行シ、其ノ存在ハ有名無実ノ状態ナリ。

25、滋賀県

『昭和18年12月末現在』

『昭和19年6月末現在もまったく同様』

昭和十五年以来警察部ニ於テ之等諸団体ノ解決方勧奨セル結果全部解散セリ。

26、京都府

『昭和18年12月末現在』

右ノ如キ各種組合ノ存在アレドモ殆ンド有名無実ニシテ活動状況ニ付特記スペキ事項ナシ。

29、奈良県

『昭和18年12月末現在』

小作人組合ハ昭和十六年十月五日ヲ以テ全部解消、地主組合及土地会社ハ適正小作料ニヨリ全ク有名無実ナリ。協調組合ノ中、黒崎親農組合ハ昭和十八年八月一日ヲ以テ解散セリ。

『昭和19年6月末現在』

小作人組合ハ昭和十六年十月五日ヲ以テ全部解消、地主組合及土地会社ハ適正小作料ニヨリ全ク有名無実ナリ。協調組合ノ中、柳本農事協調会ハ昭和十九年二月二十八日ヲ以テ解散セリ。

30、和歌山県

『表紙に以下の記述あり』

追而地主小作人組合並ニ協調組合ハ昭和十八年中ニ全部解散シ現存セルモノ無之候。

31、鳥取県

『昭和18年12月末現在か昭和19年6月末現在か不明』

大東亜戦争勃発以来地主並ニ小作人組合ハ何レモ漸次平穩化シ、昭和十八年ニ於ケル其ノ活動状況ハ病虫害ニ因ル一部減額問題ニ上ルベキモノナキモ、東伯郡ニ於ケル東伯土地株式会社及中国振農会ハ同郡ニ実施セル小作料改定事業ニ関連シ夫々ノ立場ニ於テ裏面工作ヲ為シタルモ県ノ斡旋ニ依リ円満ニ解決セリ。尚昭和二年設立ヲ見、箕蚊屋争議ヲ初メ多年地主代表トシテ対立抗争ヲ統ケタル山陰土地株式会社ガ昭和十八年十一月十三日開催ノ総会ニ於テ遂ニ解散決議ヲ為シタルハ時局ノ反映歟カラザルモノト謂フベシ。

『昭和18年12月末現在か昭和19年6月末現在か不明』

大東亜戦争勃発以来地主並ニ小作人組合ハ何レモ漸次平穩化シ、昭和十八年ニ於ケル其ノ活動状況ハ病虫害等ニ因ル一部減額問題ニ止リ見ルベキモノナキモ、東伯郡ニ於ケル東伯土地株式会社及中国振農会ハ同郡ニ実施セル小作料改定事業ニ関連シ夫々ノ立場ニ於テ裏面工作ヲ為シタルモ県ノ斡旋ニ依リ円満ニ解決セリ。尚昭和二年設立ヲ見、箕蚊屋争議ヲ初メ多年地主代表トシテ対立抗争ヲ統ケタル山陰土地株式会社ガ昭和十八年十一月十三日開催ノ総会ニ於テ遂ニ解散決議ヲ為シタルハ時局ノ反映歟カラザルモノト謂フベシ。

32、島根県

『昭和19年6月末現在』

該当ナシ（本県唯一ノ土地会社タリシ能義郡安来町ノ昭和株式会社ハ昭和十八年六月二十一日解散セリ）

38、愛媛県

『昭和18年12月末現在』

県警察部ノ懲役ニ基キ農民団体ノ大部分ハ解散シ目下現存セルモノ地主組合トシテ西條市ニ土地会社アルノミナルモ其ノ活動微々タルモノニ過ギズ。小作組合ハ四ヲ算スルモ階級的色彩ナク協調組合モ亦農地委員会設置ニ伴ヒ逐次解散シ現存セルモノ有名無実ナリ。

『昭和19年6月末現在』

農民団体トシテ目下現存セルモノ十一、地主組合トシテハ西條市ニ土地会社アルノミニシテ其ノ活動特異ナルモノヲ認メズ。小作人組合トシテハ四ヲ算スルモ何レモ階級的色彩ナク其ノ活動見ルベキモノナシ。協調組合トシテハ現存セルモノ六ニシテ之亦殆ンド有名無実ノ状態ナリ。唯久松家ニ於テ同小作人間ノ融和親善ヲ目的トスル顧耕会多少ノ活動ヲ見ルノミ。県警察部積極的懲役ニ依リ近ク之等農民団体ハ解散ノ見込ナリ。

出典：『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料』農林省文書。

＜資料2＞

1、北海道

地主小作人組合ハ大東亜戦争以来殆ド有名無能ノ存在ニシテ昭和十八年末当時ノ指導協力ニヨリ相亞デ解散シ昭和十九年ニ至リテハ唯单ニ非対立的ナル土地保全会社ヲ残置スルノミニ至リタリ。

2、青森県

追テ地主小作人組合ニ関スル統計ハ該当事項無之候ニ付御了承相成度候

5、秋田県

地主組合小作人組合等単独ノモノハ昭和十七年以降設立サレズ、協調組合タル興農報国会ハ県警察部ノ斡旋指導ノ下ソノ数ヲ増シ、地主小作人間ノ融和旱魃ニ対スル検見等種々活動ヲ為シ農村ノ平和生産力ノ維持増産ニ貢献シツ、アリ。

8、茨城県

地主組合ハ殆ド全部解消シ□ニ其ノ名ヲ留ムルモノ三組合アルトモ有名無実ニシテ何等ノ活動ナク自然消滅同様ナリ、小作人組合ハ牛久沼干揚開墾耕作組合ヲ除イテハ他ノ三組合共自然消滅の存在ニシテ一顧ノ価値ナシ、独リ牛久沼干揚開墾耕作組合ハ牛久沼普通水利組合所有ノ牛久沼沿岸ノ干拓地ニ小作関係ヲ有スル者ノミノ組合ナルヲ以テ全ク共同ノ利害関係ニ立ツコト、相手方が強固ナル法人タル牛久沼普通水利組合タル関係上今後共永続スルモノト思料ス。

9、栃木県

追而小作争議及農地利用関係争議統計中ニハ警察方面ニテ取扱ヒタルモノニ付テハ資料微却不明ノ為之ヲ含マザルニ付申添候也。

10、群馬県

較近小作人組合ノ情勢ハ時局ノ推移ニ鑑ミ抗争組合ヲ存続スルコトナク殆ド之ヲ解散シタルモ現存組合数ハ⁷⁷作今年同様単独組合ニ属スルモノノミ有名無実ノ状態ニアリ、従ツテ残ル組合員数モ必然的ニ減少シ自然ト終息ヲ告ゲントスル現況ニアリ、又小作人組合ニ对抗スペク組織セラレタル地主組合モ存置セザルナリ。

17、石川県

小作人間ノ親睦、農事ノ奖励協力等ヲ目的トシ地主ニ対抗スルガ如キ態度ハ絶対ナキニ至レリ。

21、岐阜県

一、小作人組合

県下ニ現存スル単独小作人組合七組合、其組合員数三五六名ナリ、而シテ昨年ノ部分的旱害等ニ伴フ掟米減免問題ニ關シテハ減免要求ノ活動ヲ為セルモノアレトモ之等ハ皆市町村農地委員会ノ斡旋等ニ依リ解決ヲ見積極的減免要求ノ組織發展ヲ認メス。

二、地主組合

県下ニ現存スル地主組合ハ土地会社ヲ合シテ七組合、其組合員数二五二名ナルモ地主組合トシテ積極的活動

ヲ發展シタルモノナシ。

三、協調組合

地主小作人協調団体ハ五四団体、其組合員数五一二三名ヲ算シ、何レモ時局下食糧増産ノ為ニ努力シ国民生活安定ノ使命達成上貢献シツ、アレ共、団体ノ増加セル傾向ヲ認メス。

出典：『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告綴』農林省文書。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228）による研究成果の一部である。

表4—6 昭和18年自1月至12月発生小作争議調停別件数表

	解決件数	直接交渉	農地委員会 又ハ農地委員	農地調整 指導員	小作官	小作官	小作調停 調停委員	民事裁判	裁判所 和解	警察官吏	市町村長 又ハ、 役場吏員	農業団体 役職員	区長又ハ 部落統代	部落常会	有志者	其ノ他	都道府県 からの 回報年月日
北海道	106	7	15		64	57	3		1	16 34	5		2		6	2	昭19.07.15 昭19.07.11 昭19.10.30
青森	98	8	7	3	6	8	7			33					6		昭19.09.26 昭19.09.08
岩手	73		3		68					64	21	3					昭19.07.16 昭19.10.31
宮城	107			1	64	3				33		1					昭19.07.17 昭19.09.27
福島	64	19	5	5	5	3				34							昭19.07.22 昭19.07.19
新潟	110		7	5	49												昭19.07.19 昭19.09.11
長野	96		5		57												昭19.07.17 昭19.09.27
岐阜	21	10	2	5	6	8	8			42	1	4	3		4		昭19.07.17 昭19.09.27
愛知	139	35	8	2	12	8	3			1	1	1					昭19.07.17 昭19.09.27
三重	8	1			3	3				6	6						昭19.07.17 昭19.09.27
滋賀	73	15	4	2	48	2				2	2						昭19.07.17 昭19.09.27
京都	127	7	37	4	37	5	8			1	1						昭19.07.14 昭19.07.14
大阪	18		8	5	17	25				12	2						昭19.07.14 昭19.07.14
兵庫	42		2	2	17	8				2	2						昭19.07.14 昭19.07.14
神奈川	37		8		17	8				6	6						昭19.07.18 昭19.09.26
埼玉	45			4	41					2	2						昭19.07.18 昭19.09.26
群馬	26		1		21	11				12	2						昭19.07.18 昭19.09.26
栃木	34	2	4	1	6	6				2	2						昭19.07.18 昭19.09.26
茨城	16	2	1	1	15	44				7	2						昭19.07.18 昭19.09.26
福島	74				6					1	1						昭19.07.18 昭19.09.26
新潟	11	1	1		13					5	16						昭19.07.18 昭19.09.26
長野	17	2	1		10	6				2	2						昭19.07.18 昭19.09.26
静岡	28	1	1		33	28				13	1						昭19.07.18 昭19.09.26
愛媛	128				8	19	2			10	1						昭19.07.18 昭19.09.26
大分	29				5	3	19			19	1						昭19.07.18 昭19.09.26
宮崎	26	1	16		2	1				27	1						昭19.07.18 昭19.09.26
鹿児島	3		1		8					6							昭19.07.18 昭19.09.26
沖縄	43		1		2					3							昭19.07.18 昭19.09.26
計	8				2					276	76	20	23	2	13	18	
	2				236	885											
	1,654	77	184	18													

出典：「農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料」農林省文書。

注：掲載のない県は、上記出典の簿冊に回報が積じられていない県である。都道府県からの回報は綴じられていなかった。なお、福岡は回報は綴じられているが、当該統計に記載がなかった。

表4-9 昭和18年自1月至12月発生農地利用関係争議調停者別件数表

	解解決件数	調停者													
		直接交渉	農地委員会 又ハ農地委員	農地調整 指導員	小作官	小作調停	小作調停委員	民事裁判	裁判所和解	警察官吏	農業団体 役職員	市町村長又ハ 役場吏員	区長又ハ 部長總代	部落常会	地方有志
北海道	該当ナシ	1													
青森	該当ナシ	1													
岩手	該当ナシ	1													
宮城	該当ナシ	1													
秋田	該当ナシ	1													
山形	該当ナシ	1													
福島	該当ナシ	1													
茨城	該当ナシ	1													
栃木	該当ナシ	1													
群馬	該当ナシ	1													
埼玉	該当ナシ	1													
千葉	該当ナシ	1													
東京	該当ナシ	1													
神奈川	該当ナシ	1													
新潟	該当ナシ	1													
富山	該当ナシ	1													
石川	該当ナシ	1													
福井	該当ナシ	1													
山梨	該当ナシ	1													
長野	該当ナシ	1													
岐阜	該当ナシ	1													
静岡	該当ナシ	1													
愛知	該当ナシ	1													
三重	該当ナシ	1													
滋賀	該当ナシ	1													
京都	該当ナシ	1													
大阪	該当ナシ	1													
兵庫	該当ナシ	1													
奈良	該当ナシ	1													
和歌山	該当ナシ	1													
福岡	該当ナシ	1													
大分	該当ナシ	1													
宮崎	該当ナシ	1													
鹿児島	該当ナシ	1													
沖縄	該当ナシ	1													
計	70	2	10	3	28	25	8	1	2	5	2	3	1	1	

出典：「農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料」農林省文書。
注：解決件数と調停者合計数とは必ずしも一致しない。

表5-1 昭和19年自1月至12月小作争議発生件数関係範囲並結末表

争議件数	地主	関係人員(人)			関係土地面積(町)			結果						都道府県 からの 回報年月日
		小作人	田	畠	其ノ他	計	妥協	小作人ノ 要求實徴	小作人ノ 要求撤回	自然消滅	計	未解決		
北海道	132	137	385	760.7	739.0	1,499.7	316.7	1,846.4	59	39	34	132	昭20.10.16	
青森県	126	145	185	101.0	13.2	114.2	10.1	124.4	96	18	3	124	昭20.07.06	
岩手県	98	106	103	36.2	21.1	57.3	8.2	65.5	16	64	18	98	昭20.07.31	
宮城県	58	87	135	73.1	3.9	77.0	2.7	79.7	51	5	2	58	昭20.11.26	
秋田県	87	99	167	25.5	8.5	34.0	0.2	34.1	64	18	3	1	昭20.10.24	
山形県	144	162	203	36.1	11.7	47.8	1.1	48.9	58	62	24	144	昭20.07.10	
福島県	95	108	109	14.4	44.8	59.2	0.3	59.5	17	74	2	93	昭20.09.22	
茨城県	27	31	39	6.9	5.2	12.1	0.3	12.4	19	6	6	25	昭20.10.30	
群馬県	20	23	35	2.6	5.4	8.0	8.0	8.0	19	19	19	1	昭20.11.10	
埼玉県	20	32	36	11.1	5.1	16.2	16.2	16.2	15	4	4	19	昭20.10.09	
千葉県	43	61	176	89.1	33.6	122.7	6	122.7	6	36	2	42	昭20.11.24	
東京都	23	25	75	5.6	18.6	24.2	24.2	24.2	6	15	2	23	昭20.12.03	
神奈川県	23	38	147	12.2	16.0	28.2	0.2	28.4	11	8	1	20	昭20.10.08	
新潟県	112	395	1,072	592.0	90.3	682.3	26.1	708.4	83	19	2	104	昭20.11.22	
富山県	27	50	91	30.3	14.3	44.6	0.0	44.7	19	1	5	2	昭20.12.07	
石川県	30	235	420	219.7	0.6	220.3	0.3	220.6	20	6	1	27	昭20.11.30	
福井県	10	10	40	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	5	4	9	1	昭20.08.08	
山梨県	80	101	106	4.4	15.0	0.7	15.7	15.7	47	20	5	3	昭20.11.26	
長野県	62	144	90	10.2	4.5	14.7	8.3	23.0	37	12	11	75	昭20.10.04	
岐阜県	21	27	29	3.6	1.1	4.7	0.0	4.7	14	7	7	60	昭20.07.09	
計	1,238	2,000	3,638	2,047.6	1,041.3	3,088.9	405.2	3,494.2	662	404	120	20	1,206	昭20.10.15
一争議当平均	1.62	2.94	1.65	0.84	2.50	0.33	2.82						32	
割合 (%)														
全国計	2,160	3,778	8,123	35,116	11,239	46,355	4,603	50,958	1,201	650	200	58	2,109	51
一争議当平均		1.75	3.76	16.26	5.20	21.46	2.13	23.59						
割合 (%)														

出典：【昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告】農林省文書、【昭和18年昭和19年小作争議小作調停等諸表】農林省文書。

注：一争議当平均、割合は再計算したものと掲げている。

表5-2 昭和19年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノ一）

争議件数	自然的災害二因ル不作	争 諍										原 因						
		小作物滞納	小作物高率	取支不徴	農産物下落	小作物ノ改定期間満了	小作物ノ過徴又ハ小作物面積相違	米販米込米関係	小作物値上	小作物引上	小作物ノ在否	前所有者ヨリノ小作申込拒絶	小作人買受又ハ買戻要求	小作人ヨリノ小作申込拒絶	小作人ヨリノ小作申込拒絶	小作人ヨリノ小作申込拒絶	小作人ヨリノ小作申込拒絶	
北海道	132	4	13	7	2				3		73				30	8	5	2
青森	126	57	1	15	1						33				83	1		4
岩手	98	1	1	1							11				17	2		4
宮城	58	2									31	2						
秋田	87	2	1	3	7	1	1		1	62	13							
福島	144	16	10	3	7	3	1		81	7					14	3		
茨城	95	1	7	1						73					9			
群馬	27	6									13	2				13		
埼玉	20	2									8				2			
千葉	43										33				8			
東京	23										10				10			
神奈川	23	1									15	1			5			
新潟	112	11	3	3	4	4	1			19					1			
富山	27	6	3	1	4	1	3			62	1				2			
石川	30	5	1	1						8	1				19			
福井	10									16					3			
山梨	80	1	7	8	3	2	2			8					10			
長野	62	3	2			6	1			45	1				10			
岐阜	21	5							1	12	1				1			
計	1,238	98	68	47	11	23	14		8	612	30				238	7	8	3
割合(%)	100.00%	7.92%	5.49%	3.80%	0.89%	1.86%	1.13%		0.65%	49.43%	2.42%				19.22%	0.57%	0.65%	0.24%
全国計	2,160	180	191	111	28	38	21	1	14	941	60	2	409	23	10	4	28	19
割合(%)	100.00%	8.33%	8.84%	5.14%	1.30%	1.76%	0.97%	0.05%	0.65%	43.56%	2.78%	0.09%	18.94%	1.06%	0.46%	0.19%	1.30%	0.88%
																		3.70%

出典：「昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告」農林省文書、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』農林省文書。

注：一争議当平均、割合は再計算したものを持てている。

表5-3 昭和19年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノ二）

	要 求 事 項										計					
	小 作 一時的減額	小 作 料 永久的減額	小 作 料 延納及分割払	小 作 料 値上反対	小 作 料 改定期間延長	補償金費 償装料 支給込米 産止	納米格下 又ハ 依装更改	過納小作 料ノ返還	小 作 繼続	小 作 権 又ハ 永小作権 ノ確認	前所有者 ヨリノ 小作申込	小 作 地 買受又ハ 買戻要求	小 作 地 土地返還	其ノ他		
北海道	17	6	15	3	1	48	1	1	1	1	55	2	1	132		
青森	57	1									11	1	5	126		
岩手											85	1	5	98		
宮城	1										21		5	58		
秋田	3	1	10	4	1	73	1	1	1	4	20	2	4	0		
山形	14	8	1	1	2	86	1	1	1	4	30	2	4	87		
福島	2					55				20	1	1	4	144		
茨城						6				13	3	2	2	95		
栃木						9				2	3	1	1	27		
群馬						8				10		2	1	20		
埼玉						33				10		2	2	20		
千葉						11				5				43		
東京	2					18				3				23		
神奈川	1					47				3				23		
新潟	14	3	8	3	4	1	4	1	1	4	33	4	4	112		
富山	2	5	3	1	1	15	4	2	2	4	4	4	1	27		
石川	2					6				2	2	2	2	30		
福井	1	10	14	2	3	34	2	1	1	12	35	2	2	10		
山梨	4		1	5		19	1	1	2	35		2	2	80		
長野	1					7				3				62		
岐阜						551	5	4	12	6	360	19	31	21		
計	132	64	20	15	10	2	0.6%	44.5%	0.4%	0.3%	1.0%	0.5%	29.1%	1.5%	2.5%	100.0%
割合(%)	10.7%	5.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.2%										
全国計	273	129	49	29	11	3	9	850	13	20	43	19	585	45	72	2,160
割合(%)	12.6%	6.0%	2.3%	1.3%	0.5%	0.1%	0.4%	39.8%	0.6%	0.9%	2.0%	0.9%	27.1%	2.1%	3.3%	100.0%

出典：『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』農林省文書、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』農林省文書。
 注：一争議当平均、割合は再計算したものを探げている。

表5—4 昭和19年自1月至12月発生小作地引上二関スル争議表（其ノ一）

争議件数	関係人口(人)		関係土地面積(反)			使用目的変更			主			引上理由			由											
	地主	小作人	田	畠	烟	其ノ他	計	自作	工場住宅敷地	公用地	其ノ他	計	小作人変更	小作人売却	小作物滞納	契約期満了	無承諾転貸	小作物不収穫	小作物保証書上不承認	小作物保証書上不承認	調停条件不履行	其他				
北海道	73	68	94	405	1,643	466	2,514	48	2	1	3	7	9	4	2	3	1	1	1	1	3	2				
青森県	33	34	33	88	19	78	185	15	6	1	7	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
岩手県	11	12	11	57	18	6	81	6	16	2	419	419	16	7	2	2	5	5	5	5	1	2				
宮城県	31	33	76	416	2																					
秋田県	62	79	91	157	79	1	237	30	37	5	255	37	38	12	3	6	3	14	14	2	1	1				
山形県	81	86	124	179	71	5	283	14	153	181	6	2	26	2	7	4	14	14	2	1	1	1				
福島県	73	73	76	108	433	541	538	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
茨城県	群馬県	13	13	27	21	33	53	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
埼玉県	8	8	8	4	7	11	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
千葉県	33	33	57	39	244	283	14	153	181	6	2	2	2	2	3	4	1	1	1	1	1	1				
東京都	15	17	62	39	28	153	181	6	2	2	2	2	2	2	3	4	1	1	1	1	1	1				
神奈川県	19	22	69	48	116	13	116	13	13	13	13	13	13	13	4	4	7	8	8	1	4	5				
新潟県	62	62	119	198	81	21	300	18	4	4	4	4	4	4	4	4	7	8	8	1	4	5				
富山県	8	10	17	12	143	143	156	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	1	1	1				
石川県	16	22	21	48	6	3	57	10	10	10	10	10	10	10	2	2	2	2	2	1	1	1				
福井県	8	8	28	49	49	49	49	8	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1				
山梨県	45	50	49	33	4	86	28	28	28	28	28	28	28	28	1	1	1	1	1	1	1	1				
長野県	12	13	16	15	6	4	25	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
岐阜県	9	10	9	6	6	0	11	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
計	612	648	988	1,947	3,025	588	5,560	315	13	13	102	102	102	102	27	2	2	49	34	11	5	1	23	11	4	14
争議件数平均	1.06	1.61	3.18	4.94	0.96	9.08	51.47%	2.12%	0.16%	0.16%	16.67%	4.41%	0.33%	8.01%	5.56%	1.80%	0.82%	0.16%	3.76%	1.80%	0.65%	0.65%	2.29%			
割合(%)	1.00	1.021	1.564	2.982	3.241	661	6,884	511	23	1	1	2	27	138	47	4	79	36	13	6	1	36	18	4	21	
全国計	941	1,021	1.66	3.17	3.44	0.70	7.32	54.30%	2.44%	0.11%	0.11%	0.21%	2.87%	14.67%	4.99%	0.43%	8.40%	3.83%	1.38%	0.64%	0.11%	3.83%	1.91%	0.43%	2.23%	
争議件数平均	1.09	1.66	3.17	3.44	0.70	7.32	54.30%	2.44%	0.11%	0.11%	0.21%	2.87%	14.67%	4.99%	0.43%	8.40%	3.83%	1.38%	0.64%	0.11%	3.83%	1.91%	0.43%	2.23%		
割合(%)	1.00	1.021	1.564	2.982	3.241	661	6,884	511	23	1	1	2	27	138	47	4	79	36	13	6	1	36	18	4	21	

出典：【昭和19年度農地関係争議並小作調停】農林省文書、【昭和18年度和19年小作争議小作調停諸表】農林省文書。

注：一争議当平均、割合は再計算したものを探げている。岐阜の関係土地面積の計は12が妥当である。

表5-5 昭和19年自1月至12月発生小作地引上ニ関スル争議表（其ノ二）

争議件数	小作人ノ主張						結果						決済						
	小作継続	小作権又ハ承認	耕作費	土地改良費	耕作権並作業料支給	小作地買受	代地交付	其ノ他	無条件	耕作費	改良費等	耕作権等賠償	小作地一部	代地交付	小作地一部	代地交付	不定期	継続	未解決
北海道	73	48	1	24	2	2	2	2	6	1	9	1	20	1	15	1	11	8	73
青森県	33	31	9	11	9	1	2	2	2	1	2	1	6	4	6	8	2	33	
岩手県	11	9	23	31	23	6	2	2	2	1	3	1	3	1	5	2	5	11	
宮城県	62	59	13	68	68	13	3	6	2	1	3	4	5	13	27	5	1	61	
秋田県	81	61	12	73	61	12	13	12	1	6	7	5	5	13	28	16	2	81	
福島県	13	12	1	13	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	58	3	2	71	
茨城県	8	7	4	8	7	4	4	4	2	2	2	2	2	2	14	18	2	2	
栃木県	33	33	1	15	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	3	3	32	
群馬県	15	15	4	15	15	4	4	4	2	2	2	2	2	2	11	3	3	15	
埼玉県	62	41	2	41	2	18	1	1	4	1	5	1	5	1	28	6	15	17	
東京都	8	5	2	14	14	2	1	1	1	1	3	1	1	1	4	3	3	60	
神奈川県	16	14	2	16	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	8	
新潟県	8	7	2	45	41	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	16	2	3	
富山県	16	14	2	12	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	13	
石川県	8	7	2	41	41	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	16	2	3	
福井県	12	11	1	11	9	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	3	43	
長野県	9	5	2	5	5	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	4	2	12	
岐阜県	5	5	2	13	13	2	92	2	2	20	5	30	22	67	28	121	222	65	
計	612	501	13	100%	81.86%	2.12%	0.33%	15.03%	0.33%	3.27%	0.82%	4.90%	3.59%	10.95%	4.58%	19.77%	36.27%	10.62%	18% 598
割合(%)	100%	81.86%	2.12%	0.33%	15.03%	0.33%	3.27%	0.82%	4.90%	3.59%	10.95%	4.58%	19.77%	36.27%	10.62%	2.94%	97.71%	2.29%	
全国計	941	735	2	78.11%	0.21%	2.34%	0.53%	16.37%	1.49%	0.96%	3.40%	0.64%	6.48%	3.08%	11.80%	4.25%	16.58%	38.68%	9.99%
割合(%)	100%	78.11%	0.21%	2.34%	0.53%	16.37%	1.49%	0.96%	3.40%	0.64%	6.48%	3.08%	11.80%	4.25%	16.58%	3.29%	98.19%	1.81%	

出典：【昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告】農林省文書、【昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表】農林省文書。

注：一争議当平均、割合は再計算したものを持げている。

表5-6 昭和9年自1月至12月発生小作争議調停者別件数表

	解決件数	直接交渉	農地委員会 又ハ 農地委員	農地調整 指導員	小作官	小作調停	小作調停 委員	民事裁判	裁判所 和解	警察官吏	市町村長 又ハ 役場吏員	農業団体 役職員	区長又ハ 部落総代	部落常会	有志者	其他
北海道	132	6	2	18	82	1				14	5	2			2	
青森県	124	15	24	1	69					15	5				3	
岩手県	98	7	9	5	12	80	3								1	
宮城県	86	1	2	1	23			1								
秋田県	144	23	18	7	2	70										
福島県	93	25				73										
茨城県	19					25										
群馬県	19					19										
埼玉県	42					19										
千葉県	23					26										
東京都	20	1	1	2	3	16										
神奈川県	20					11										
新潟県	104	27	4	8	1	3	67									
富山県	27		4	2	1	1	13									
石川県	9					11	4									
福井県	75	5	5	2	1	3	5									
長野県	60	9	9	5		1	66	2								
岐阜県	21						46									
							16									
計	1,148		94	59	7	92	717	6	1						5	9
全国計	2,109		177	196	14	325	1,275	33	2	3	185	160	17	5	1	1
											94	19	5	18	4	23
															6	

出典：「昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告」農林省文書、【昭和18年昭和19年小作争議小作調停総括】農林省文書。

注：1) 宮城と秋田は回報は絶じられているが、当該統計に記載がない。

2) 解決件数と調停者の合計は必ずしも一致しない。

表5-7 昭和19年自1月至12月発生農地利用関係争議件数並びに原因別

争議件数	個人	関係者		關係			積(反)			農業水利關係			工業被害關係			相隣地關係			因原			
		市町村	部落(区)	農業關係	会社・關係	工場	田	畠	其ノ他	計	分水ノ	施設物新改築	水利施設侵害	水利工作物侵害	水利使用料	其ノ他	悪水被害	煙害	耕作地界不明	陰樹關係	灌草作二因ル養蚕	其ノ他被害
北海道	2 2 2 3	2 4 1 3	2 1 3 6	1 1 1 5	1 1 1 23	1 1 1 8	12 10 9 3	821 9 9 267	833 19 9 817	1 1 1 550	1 1 1 817	1 1 1 1										
青森県	93	5	23	8	3	2	14,377 55	2,166	8	16,551 55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手県	11	16 2	16 1	2	1	4	1,890	19	3	6	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城県	396	16	1	1	1	4	1,890	19	3	6	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田県	4	4	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島県	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
茨城県	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木県	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉県	8	9	5	5	23	8	3	267	550	817	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京都	16	16	16	16	16	8	3	2,166	8	16,551 55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川県	4	4	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟県	11	11	11	11	11	11	11	14,377 55	2,166	8	16,551 55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山県	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川県	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井県	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野県	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜県	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	28	531	5	42	9	7	4	17,180	2,463	564	20,207	3	1	4	1	4	1	2	4	4	4	9
全国計	922	820	11	87	12	10	5	25,960	2,551	754	29,265	16	12	2	4	10	3	13	9	14	19	

出典：「昭和19年度地代調査並小作調査及地主小作組合統計報告」農林省文書、『昭和18年昭和19年小作争議小作調査諸表』農林省文書。

表5-8 昭和19年自1月至12月発生農地利用関係争議結果表

		結果									
		結					決				
争議件数	争議件数	農業水利用関係			鉱工業被害關係			相隣地關係			其他
		分水協定	水利権確認	水利施設侵害除法	水利使用料協定	耕作地交換	損害賠償	被害除去	悪水	耕地境界確定	
北海道	2	2	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
青森県	2	2	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
岩手県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	2	2
宮城県	3	3	3	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
秋田県	3	3	3	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	2	2
山形県	8	8	8	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
福島県	4	4	4	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
茨城県	3	3	3	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
群馬県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
埼玉県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
千葉県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
東京都	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
神奈川県	8	8	8	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
新潟県	4	4	4	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
富山県	3	3	3	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
石川県	2	2	2	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
福井県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
長野県	3	3	3	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
岐阜県	1	1	1	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	該当ナシ	1	1	1
計	28	28	28	4	4	4	4	4	4	4	4
全国計	92	92	92	21	5	4	3	2	1	4	4
									9	13	1
									19	19	9
									24	24	4
									85	85	7

出典：「昭和19年度農地關係爭議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告」農林省文書、農林省文書、『昭和18年昭和19年小作爭議小作調停諸表』農林省文書。

表5-9 昭和17年自1月至12月発生農地利用関係争議調停者別件数表

者	停 勤										者					
	解決件数	直接交渉	農地委員会 又、 農地委員	農地調整 指導員	小作官	小作調停	小 作	調停委員	民事裁判	裁判所 和解	警察官吏	市町村長 又ハ 役場吏員	農業団体 役職員	区長 又ハ 部落総代	部落常会	地方有志
北海道	2															
青森	2															
岩手	2															
宮城	1															
秋田																
福島																
茨城																
栃木																
群馬																
埼玉																
千葉																
東京																
神奈川																
新潟																
富山																
石川																
福井																
長野																
岐阜																
計	24	3	1	4	11	2				1	1	1	1	1	1	1
全国計	83	16	16	1	42	35	6			1	5	10	12	5		5

出典：[昭和19年度農地関係争議地小作調査及地主小作人組合統計報告] 農林省文書、農林省文書。

表6-2 小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノ一）（割合）

単位：%

争議件数 (実数)	争議件数 (実数)	争			議			原			因					
		小作料 値上	小作料 改定期間 満了	自然的 災害二 因	小作料 高率不作	農産物価 下落	奨励不償 米關係	小作地 引上	小作料過 滞納	小作地面積 ノ相違	前所有者 ヨリノ 小作申込 拒絶	小作地 買受又ハ 買戻要求	調停条項 不履行	契約 不履行		
昭和10年	6,824	100	2	0	36	1	0	0	44	1	0	11	0	0	0	4
昭和11年	6,804	100	3	1	20	2	0	0	54	1	0	13	1	0	1	4
昭和12年	6,170	100	4	0	18	2	0	0	58	1	0	10	0	0	0	5
昭和13年	4,615	100	3	0	19	2	0	0	56	0	0	12	0	0	1	5
昭和14年	3,578	100	4	0	16	4	0	1	49	0	0	15	0	0	2	8
昭和15年	3,165	100	2	0	18	6	4	0	47	0	0	12	0	1	1	0
昭和16年	3,308	100	2	1	20	6	0	3	44	0	1	12	5	0	0	7
昭和17年	2,754	100	1	1	24	7	0	3	37	0	0	14	6	0	0	6
昭和18年	2,424	100	1	1	12	9	2	0	41	0	1	15	11	0	0	6
昭和19年	2,160	100	1	2	8	5	1	0	46	0	1	9	19	0	0	7

出典：【小作年報】、【農地年報】、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表】農林省文書、【農地作付統制規則】農林省文書。
注：「小作地引上」には、小作権關係を含む。

表6-3 小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノ二）（割合）

小作料 値上反対	小作料 改定期間 延長	小			作			人			要			求			事			項		
		小作料 ノ 一時的 減額	小作料ノ 永久的 減額	小作料ノ 交換更 改	納米格下 又ハ 交換料 支給	耕作費及 立毛ノ 補償	耕作金般 支給込 廃止	小作継続	小作雇 又ハ 永小作雇 ノ確認	小作雇 又ハ 永小作雇 ノ確認	小作権水 賠償及作 業料支給	代地交付	前所有者 ヨリノ 小作申込	小作地 買受又ハ 買戻要求	過納 小作料 返還	小作料 延納及 分割支 払	其ノ他	計 (実数)	計			
昭和10年	2	0	38	1	0	0	0	42	1	2	0	1	1	1	0	6	6	100	6,824			
昭和11年	3	0	24	3	0	0	0	50	1	3	0	1	1	0	7	7	7	100	6,804			
昭和12年	3	0	21	4	0	0	0	53	1	3	0	1	2	0	6	6	6	100	6,170			
昭和13年	3	0	23	3	0	0	0	49	1	3	0	0	3	0	5	9	9	100	4,615			
昭和14年	4	0	20	6	0	0	0	43	1	3	0	0	4	0	9	9	9	100	3,578			
昭和15年	3	0	24	7	0	0	0	42	1	3	0	0	4	0	6	6	6	100	3,165			
昭和16年	2	1	26	9	0	1	36	2	3	3	0	1	7	1	5	6	6	100	3,308			
昭和17年	1	1	32	9	0	0	0	32	2	3	0	9	0	5	5	5	5	100	2,756			
昭和18年	1	1	20	12	0	0	0	36	1	2	1	15	0	3	6	6	6	100	2,424			
昭和19年	1	1	13	6	0	1	40	1	2	1	27	0	2	5	5	5	5	100	2,160			

出典：【小作年報】、【農地年報】、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表】農林省文書、【農地作付統制規則】農林省文書。

表6—4 発生小作地引上ニ闇スル争議表（其ノ一）（割合）

争議件数 (実数)	1 件 当 り		地 主 ノ				主 地				引 上 理 由				
	関係人員 (人)	小作人	争議件数	自 作	小作地 売 却	小作人 變 更	小作人 地 目 変	小作料 滞 納	契約期間 満了	無承諾 転賣譲渡	要求小作料 値上不承諾	小作物減免	要求小作料 値上不承諾	調停条項 不履行	其ノ他
昭和10年 2,989	1.3	2.1	9.2	100	13	5	6	1	24	7	2	4	3	2	33
昭和11年 3,586	1.3	2.1	9.2	100	12	6	5	2	20	7	2	1	3	2	38
昭和12年 3,526	1.3	2.0	9.3	100	13	7	5	2	26	7	1	2	3	1	31
昭和13年 2,532	1.4	2.3	11.9	100	14	7	6	1	24	8	2	2	2	1	32
昭和14年 1,727	1.5	2.3	12.9	100	12	5	5	1	24	7	3	3	2	1	36
昭和15年 1,460	1.4	2.3	12.9	100	19	9	9	1	21	7	3	3	5	1	25
昭和16年 1,373	1.3	1.8	17.9	100	39	11	7	1	15	6	2	1	6	2	1
昭和17年 942	1.1	1.8	6.8	100	47	8	6	1	12	6	2	1	6	1	8
昭和18年 941	1.1	1.7	7.3	100	54	15	5	0	8	4	1	1	4	2	0
昭和19年 941	1.1	1.7	7.3	100	54	15	5	0	8	4	1	1	4	2	0

出典：【小作年報】、「農地年報」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」農林省文書。
注：昭和17年は不明である。

表6—5 発生小作地引上ニ闇スル争議表（其ノ二）（割合）

争議 件数 (実数)	小 作 人 ノ 主 張		結 解				決 終				未解決					
	争議 件数 (実数)	小作 小作 統 統	小作権 又は 永小作 権確認 並 て 賃借 料 支給	耕作費 土地改 良費作 物等 賠償	耕作費 土地改 良費作 物等 賠償	小作地 買 受	代地 交 付	其ノ他 無条件	耕作費 改良費 等 作物等 賠償	小作権 小作地 賃借 料 支給	小作物 減免	小作地 一部 代地交 付	不定期 定期	小作地 買受	其ノ他 計	
昭和10年 2,989	100	93	1	4	0	1	0	1	3	2	12	5	12	3	20	21
昭和11年 3,586	100	92	1	4	1	0	1	5	2	12	5	12	3	19	21	3
昭和12年 3,526	100	91	0	4	0	2	0	2	3	12	5	11	4	22	22	4
昭和13年 2,532	100	88	0	4	0	3	1	4	3	12	4	11	3	20	24	5
昭和14年 1,727	100	86	0	5	1	3	1	5	4	1	13	4	9	20	27	5
昭和15年 1,460	100	87	0	5	0	4	1	1	3	1	11	4	8	22	28	5
昭和16年 1,373	100	84	1	4	1	6	1	3	3	14	4	10	5	23	28	4
昭和17年 942	100	83	1	3	1	10	1	1	4	1	9	3	9	23	33	8
昭和18年 941	100	78	0	2	1	16	1	1	3	1	6	3	12	4	17	39
昭和19年 941	100	78	0	2	1	16	1	1	3	1	6	3	12	4	17	39

出典：【小作年報】、「農地年報」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」農林省文書。
注：昭和17年は不明である。

表6-7 小作争議調停者別件数表

単位：%

	解決件数 (実数)	直接交渉	農地委員会又ハ農地委員	農地調整指導員	小作官	小作調停員	民事裁判委員	小作調停員	裁判所和解	警察官吏	農業団体役職員	市町村長又ハ役場吏員	農業団体役員	方面委員	部落常会	其他	計		
昭和10年	5,754	23			7	43	0	0	0	9	3	1	3	1	6	0	5	100	
昭和11年	5,695	16			5	42	1	0	0	21	2	1	2	1	5	0	5	100	
昭和12年	5,284	15			5	38	1	0	0	30	2	0	2	1	3	0	3	100	
昭和13年	4,020	10	0		5	40	0	0	0	34	2	0	2	0	3	0	2	100	
昭和14年	3,235	11	4		5	47	0	0	0	27	2	0	1	0	1	0	3	100	
昭和15年	2,723	13	6		5	39	7	0	0	23	2	1	1	0	2	0	0	100	
昭和16年	3,226	6	8	0	7	49	1	0	0	20	1	0	1	1	2	0	0	4	100
昭和18年	1,654	4	10	1	13	48	1	0	0	15	4	1	1	1	1	0	0	1	100
昭和19年	2,109	7	8	1	14	54	1	0	0	8	4	1	1	1	1	0	0	0	100

出典：【小作年報】、「農地年報」、「農地關係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料」農林省文書、「昭和18年昭和19年小作争議調停停詰表」農林省文書。

表7-2 小作争議月別発生件数（〔特高月報〕）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭和10年	1,148	804	885	819	544	337	215	122	158	422	547	823	6,824
昭和11年	815	551	937	959	696	400	229	189	250	418	551	809	6,804
昭和12年	1,052	822	903	658	607	348	184	131	188	301	487	489	6,170
昭和13年	653	539	716	655	377	269	145	130	160	219	345	407	4,615
昭和14年	537	468	488	468	362	267	108	87	121	183	225	264	3,578
昭和15年	444	373	438	439	324	152	90	72	119	169	223	322	3,165
昭和16年	497	395	470	480	354	136	115	85	144	212	189	231	3,308
昭和18年	99	103	130	120	93	53	22	22	35	28	24	751	
昭和19年	106	85	123	79	44	33	11	10	7	25	25	548	

出典：【小作年報】、「農地年報」、「特高月報」昭和18年12月、昭和19年11月。

注：昭和18年、19年は「特高月報」による。昭和19年12月は不明である。

表7-3 小作争議発生原因別調（〔特高月報〕）

件数	関係者数				耕地面積(町)				争議発生原因							
	地主	小作人	田畠	烟	其ノ他	計	自作經營	所有権移転	小作料滞納	契約期間満了	転貸	感情ノ対立	其ノ他	未納小作物請求額	小作物増額請願	其ノ他
昭和16年 1,417																
昭和17年 780	2,220	7,134	5,384.76	427.24	90.24	5,902.74										
昭和18年 751	2,657	5,430	4,677.68	978.83	17.43	5,673.94	100		83	60	34	14	71	36	22	
昭和19年 548	1,093	2,952	1,771.18	260.60	270.10	2,301.88	119	93	24	19	24	27	21	24	16	6
小作料永久減免																
労力不足	資材不足	農産物価格低廉	耕地条件	適正小作物設定要求	風水害	農産物価格低廉	労力不足	其ノ他	労力不足	資材不足	農産物価格低廉	有利方面	耕地面積	耕地返還	耕地	小作物減額
昭和16年																
昭和17年																
昭和18年 20	9	11	4	17	79	19	15	2	21	16	3	5	6	1	1	32
昭和19年 —	—	4	12	6	68	5	5	5	9	1	4	6	1	9	25	10
																5

出典：「特高月報」昭和18年1月、昭和18年12月、昭和19年11月。

注：1) それぞれ備考には以下の注記がある。

昭和15年分 昭和15年度分12月10日迄受理

昭和16年分 ○集団的争議106件（昨年中77件）○本表は昭和19年1月20日迄に報告到着分を計上せるものなり。

昭和18年分 ○集団的争議21件は賃農6件、適正小作物設定反対5件、金的反対4件、地主側の土地取上上欄中其他21件は賃農6件、適正小作物設定3件、其他3件なり。地主側其他欄6件は適正小作物決定率実施反対4件、耕地面積60件。本表は12月20日迄に報告ありたるものと算定する。

2) 昭和19年分には課税金交付廃止1件、奨励金交付要求1件、耕地面積60件。本表は12月20日迄に報告ありたるものと算定する。

3) 昭和17年の件数・関係者数・関係者数・関係者数・耕地面積は昭和18年1月31日迄受理による。

表7-4 道府県別小作争議発生件数調（昭和17年分/『特高月報』）

	件 数	関 係 者 数		関 係 者 耕 地 面 積 (町)			計
		地 主	小作人	田	畠	其ノ他	
北海道	72	72	315	926.57	306.78	82.57	1,315.92
青 森	55	56	118	34.70	9.21	6.07	49.98
岩 手	1	1	1		0.35	0.25	0.60
宮 城	44	52	95	131.78	1.76		133.54
秋 田	100	100	195	163.42	0.20	0.03	163.65
山 形	80	73	85	30.34	2.46	0.57	33.37
福 島	109	150	297	266.14	14.63	0.10	280.87
茨 城	31	31	749	173.55	43.82	0.43	217.80
栃 木	15	15	15	17.06	0.79		17.85
群 馬	2	11	24	10.00	1.00	0.59	11.59
埼 玉	10	25	108	46.85			46.85
千 葉	9	73	374	320.06			320.06
東 京							
神奈川							
新潟	1	2	5	0.44			0.44
富 山	24	49	82	93.06			93.06
石 川	4	35	129	147.10			147.10
福 井							
山 梨							
長 野	25	25	25	29.40	1.97	0.13	31.50
岐 阜	2	11	68	31.27			31.27
静 岡	9	137	230	67.20	30.05		97.25
愛 知							
三 重	22	286	748	425.45			425.45
滋 賀	1	20	40	72.00			72.00
京 都							
大 阪	8	118	311	156.85			156.85
兵 庫	14	26	181	240.48	0.05		240.53
奈 良	5	16	70	169.99			169.99
和 歌 山	1	16	95	83.50			83.50
鳥 取							
島 根	22	388	1,001	428.98	11.30		440.28
岡 山							
広 島	5	6	6	12.10	0.66		12.76
山 口	18	39	41	18.50	0.06		18.56
徳 島	4	56	211	316.94			316.94
香 川	11	11	11	4.75	0.13		4.88
愛 媛	4	25	75	26.79			26.79
高 知	28	28	28	3.14			3.14
福 岡	22	177	786	744.24			744.24
佐 賀	12	28	203	45.62	0.02		45.64
長崎	2	9	98	19.65			19.65
熊 本							
大 分	4	49	292	125.00	2.00		127.00
宮 崎	1	1	3	1.21			1.21
鹿児島	3	3	19	0.63			0.63
沖 縄							
計	780	2,220	7,134	5,384.76	427.24	90.74	5,902.74

出典：『特高月報』昭和18年1月。
注：昭和18年1月31日迄受理による。

表8 「特高月報」にみる小作料統制令関係の小作争議・紛議一覧表

掲載号	所 在 地	関係地主数	関係小作人數	関係面積(反)	概 要
昭和17年9月	滋賀県愛知郡稻村下西川		19		隆村の適正小作料設定による所得減少の為、所有地売却。
昭和17年9月	鳥取県岩美郡倉田村		10		適正小作料基礎調査をめぐる対立。陳情書を小作官に郵送。
昭和17年9月	鳥取県気高郡大正村				適正小作料基準をめぐる対立。
昭和17年9月	鳥取県気高郡千代水村				適正小作料設定促進運動。旧農民組合幹部の介在。陳情書を小作官に郵送。
昭和17年9月	三重県				小作料未納による適正小作料設定を強要
昭和17年9月	広島県安佐郡三入村	270	2,553		改訂小作料引下率をめぐる紛争。
昭和17年9月	山形県東村山郡豊田村				適正小作料設定や公課増大による争議。
昭和17年9月	鳥取県那賀郡松川村				適正小作料設定をめぐる争議。
昭和18年1月	三重県阿賀郡松原本村	1	31	200	適正小作料設定のため小作人組合を結成するも、所轄署が計画書を諭止。
昭和18年4月	岐阜県揖斐郡清水村				旧農民組合幹部が適正小作料設定に際し農地委員就任の要請。
昭和18年8月	岐阜県可児郡姫路村大藪				旧全農県連書記長が適正小作料設定に際し小作料引下運動。
昭和18年10月	徳島県那賀郡見能林村				小作料適正化に際し地主が地主擁護団体を結成。所轄署により解散。
昭和18年10月	徳島県那賀郡立江町・富岡町				適正小作料設定に際して小作廳が資本積立により設定促進運動。
昭和18年10月	徳島県那賀郡坂野町				減収による小作料未納を契機に適正小作料を設定の企図。
昭和18年10月	新潟県佐渡郡新懸村舟下				旧農民組合活動家の小作人組合結成。適正小作料設定などに潜行的に活動。
昭和18年11月	新潟県古志郡下川西村				集団的小作料減額要求。「適正小作料制定同意書」への署名調印運動。
昭和18年12月	岡山県真庭郡湯原町	34	361	3,500	適正小作料設定に際し地主が小作料減額に対する抗議書の開催。所轄署が諭止。
昭和18年12月	岡山県和気郡伊弉村				地主の7割が承認書調印を拒否。
昭和18年12月	岩手県脾賀郡八幡平村				八幡村賀賛社年会が適正小作料設定運動を開始。所轄署が諭止。
昭和19年1月	秋田県鹿角郡柴平村				認可適正小作料に対する地主が小作料引上運動。
昭和19年1月	山形県東村山郡大曾根村				村農業報国会で決めた適正小作料に対して地主（村長）が反対運動。村長辞職。
昭和19年1月	山形県北村山郡大高根村				適正小作料に対する村長地主が適正小作料の実質的引上策動。
昭和19年1月	三重県三重郡鶴川原村				元農民組合指導者が介在せる適正小作料設定要求運動。
昭和19年1月	岡山県津市戸鳥				隣接村の適正小作料設定運動に刺激され農事実行組合長などが減額要求。
昭和19年1月	群馬県勢多郡新里村新川				旧農民組合指導者指導による適正小作料設定運動。所轄署が諭止。
昭和19年1月	佐賀県杵島郡福富村福富				小作料不納により適正小作料設定の集団的運動。
昭和19年2月	佐賀県杵島郡北有明村梨切				適正小作料設定運動に対し地主が反対運動。
昭和19年3月	宮城県仙台市				旧全農活動家が適正小作料設定促進活動。所轄署が諭止。
昭和19年3月	大分県速見郡杵築町				適正小作料設定に際し地主が同意書に署名せず、再調査を要求。

出典：『特高月報』。

表9-1 地主小作人組合（昭和17年）

	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
北海道	13	184	10	2,252	9	683
青森						
岩手	16	1,592	3	84	34	5,467
宮城			6	42	389	44,734
秋田					87	38,462
山形						
福島	22	1,503	4	173	10	1,611
茨城	5	813	3	122		
栃木			13	2,128	3	350
群馬	6	872				
埼玉						
千葉						
東京			5	21		
神奈川					14	1,023
新潟			1	26		
富山	18	1,138	4	472	1	70
石川			10	452	4	125
福井	19	775			1	140
山梨						
長野						
岐阜	9	457	9	366	61	7,039
静岡	4	792	1	17	2	303
愛知	5	1,073	4	74	50	11,933
三重	24	2,186	5	323	10	1,179
滋賀						
京都	30	1,711	5	253	37	4,023
大阪						
兵庫						
奈良			8	119	6	624
和歌山	4	218	2	127	1	50
鳥取	2	1,225	2	455	11	1,193
島根					1	14
岡山			5	101		
広島						
山口	4	187	4	283	4	364
徳島						
香川			4	166	15	5,984
愛媛	4	1,076	1	32	6	1,634
高知			2	55	11	869
福岡						
佐賀						
長崎						
熊本			6	221		
大分						
宮崎						
鹿児島						
沖縄					14	10,409
計	185	15,802	117	8,364	781	138,283

出典：【農林省統計表】。

表9-2 地主小作人組合（昭和19年）

	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
北海道			5	146		
青森						
岩手						
宮城						
秋田			5	26	423	46,369
山形					215	123,665
福島	9	511	4	173	5	870
茨城	4	759	3	122		
栃木						
群馬	3	330				
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川			2	38		
新潟						
富山	3	157				
石川						
福井						
山梨						
長野	7	356	7	252	54	5,123
岐阜						
静岡					48	9,814
愛知						
三重						
滋賀	7	529				
京都						
大阪						
兵庫						
奈良			8	114	4	343
和歌山						
鳥取	1	1,100				
島根						
岡山			5	101		
広島						
山口						
徳島						
香川						
愛媛			2	55	10	828
高知						
福岡						
佐賀						
長崎						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿児島						
沖縄					1	281
計	34	3,742	41	1,027	760	187,293

出典：『農林省統計表』。